

舞 監 第 26 号
平成29年11月29日

舞鶴市議会議長 上野 修身 様

舞鶴市監査委員 谷川 眞司

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

定期監査の結果及び措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第12項の規定により併せて公表する。

記

- 1 監査の対象
平成28年度水道事業
- 2 監査の期間
平成29年6月1日から11月7日まで
- 3 監査の方法
提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常
の監査方法により実施した。
- 4 監査の結果
別紙のとおり

定期監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・監査対象 水道事業会計
- ・監査期間 平成29年6月1日～11月7日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○起工同等について</p> <p>・設計額に応じた決裁区分になっていないものがあるため、事務決裁規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○随意契約について</p> <p>(1)配水管改良工事において、随意契約理由の趣旨が適用条項と合致していないものがあるため、適切に運用されたい。</p> <p>(2)資材の購入に係る契約で、市契約規則第24条第2項第1号を適用する旨を記載していながら、3者から見積書を徴収しているものがある。当該条項は1者のみから見積書を徴収する事由を規定したものであるため、適正に運用されたい。</p>	<p>(1)(2)とも、随意契約理由に沿った適用条項に訂正しました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○支出負担行為伺書について</p> <p>・決裁印が欠落しているものがあるため、適正に事務処理をされたい。</p>	<p>適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○時間外勤務統計について</p> <p>・週休日等に6時間を超える勤務をしているにもかかわらず、休憩時間のないものや規程の時間よりも少ないものが見受けられるため、法令に定められた休憩時間を与えられたい。</p>	<p>法令に定められた休憩時間の取得を徹底します。</p>